

## 第七五回

### 参第一一号

#### 建設労働法（案）

#### 目次

##### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第二章 雇用関係の明確化のための措置等（第三条 - 第六条）

##### 第三章 安全衛生等（第七条 - 第九条）

##### 第四章 手当の支給等（第十条 - 第二十四条）

##### 第五章 雑則（第二十五条 - 第三十六条）

##### 第六章 罰則（第三十七条 - 第四十条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この法律は、建設労働者の雇用関係の明確化、安全衛生の確保、手当の支給その他の労働条件の改善等のため必要な措置を講じ、もつて建設労働者の雇用の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

###### （定義）

第二条 この法律において「建設工事」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八条第三号の事業の工事（ふすま工事その他政令で定める工事を除く。）をいう。

2 この法律において「事業主」とは、建設工事の事業を行う者をいう。

3 この法律において「建設労働者」とは、建設工事の現場において建設工事の作業に従事する労働者（労働基準法第九条の労働者をいう。）をいう。ただし、期間を定めずに雇用され、かつ、やむを得ない事由がある場合のほか解雇されないことが、労働協約、就業規則又は書面による労働契約により明らかとなつていない者を除く。

4 前項ただし書の規定の適用については、建設工事の施工の終了は、解雇についてのやむを得ない事由としない。

##### 第二章 雇用関係の明確化のための措置等

###### （建設労働者の届出と建設労働者手帳）

第三条 建設労働者を雇用する事業主は、当該建設労働者を雇用した後はじめて建設工事の現場において建設工事の作業に従事させる時まで、当該建設労働者の氏名その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした事業主に対し、雇用主の氏名その他労働省令で定める事項を記載したその届出に係る建設労働者の建設労働者手帳（以下「手帳」という。）を交付する。

3 事業主は、第一項の届出をするに当たり、その届出に係る建設労働者が手帳を有している場合において当該手帳の提出を受けたときは、当該手帳を添えてその届出を行わ

なければならない。この場合において、公共職業安定所長は、前項の規定による手帳の交付に代えて、届出に添えられた手帳に同項に規定する事項を記載した上、当該事業主に当該手帳を返還する。

- 4 事業主は、第二項の規定により手帳の交付を受け、又は前項の規定により手帳の返還を受けたときは、当該手帳に係る建設労働者に当該手帳を交付し、又は返還しなければならない。
- 5 建設労働者は、いつでも公共職業安定所長に対し、第二項に規定する事項を記載した手帳を交付し、又はその有する手帳に同項に規定する事項を記載するよう申請することができる。
- 6 公共職業安定所長は、前項の申請があつたときは、当該建設労働者を雇用する事業主を確認した上で、同項の交付又は記載をする。
- 7 手帳には、その交付を受けた建設労働者の雇用の状況、その受けた安全若しくは衛生のための教育、職業訓練又は技能検定に関する事項その他労働省令で定める事項を記載する。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(雇入れ通知書等)

第四条 事業主は、労働省令で定めるところにより、第二条第三項ただし書に該当する労働者に対し、遅滞なく、雇入れ通知書を交付するとともに、その者の氏名その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(元請負人の責任)

第五条 建設工事が数次の請負によつて行われる場合においては、当該建設工事の作業に従事する建設労働者は、元請負人に対し、当該作業に関するその雇用主の賃金その他の金銭の支払いの債務の履行を請求することができる。

- 2 元請負人が前項の請求を受けた場合においては、まず雇用主に対して催告すべきことを請求することができる。
- 3 第一項の場合において、元請負人に対する建設工事の発注者がその発注に係る建設工事を施工する事業主であるときは、当該元請負人の請負に係る建設工事に関する前二項の規定の適用については、これらの規定中「元請負人」とあるのは、「発注者」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る建設工事に関して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、労働大臣の認可があつたときは、当該請負契約に係る建設工事に関する同項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「元請負人」とあるのは、「第四項の下請負人」と読み替えるものとする。

(建設工事の施工の平準化のための措置)

第六条 政府は、建設労働者の需給状況、建設工事の計画等を調査し、その結果を定期的に公表する措置及び建設労働者の需給状況を勘案して建設工事の着工が適正に行われるようその施工計画に関し必要な調整を図るための措置を講ずるようとするものとする。

### 第三章 安全衛生等

(国による安全衛生教育)

第七条 国は、政令で定めるところにより、建設労働者として雇用されようとする者に対し、建設工事の作業に関する安全又は衛生のための教育を行うものとする。

(国による健康診断)

第八条 国は、政令で定めるところにより、建設労働者として雇用されようとする者に対し、医師による健康診断を行うものとする。

(請負代金、工期等を決定するに当たつての配慮)

第九条 建設工事の発注者、関係請負事業主等は、請負代金の額、工期等を決定するに当たつては、工事費のうち安全又は衛生に関する経費を分別する等の措置を講じて建設労働者の安全又は衛生を確保するための措置が不十分にならないようにするとともに、建設労働者が労働基準法第三十五条第一項の趣旨に従い休日確保することができるように配慮しなければならない。

### 第四章 手当の支給等

(雇用促進事業団の業務)

第十条 雇用促進事業団(以下「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 建設労働者又は建設労働者として雇用されようとする者に対して次に掲げる手当(以下「手当」という。)を支給すること。

イ 悪天候手当

ロ 安全衛生教育手当

ハ 職業訓練手当

ニ 年次休暇手当

ホ 帰省手当

二 建設労働者に対して建設工事の作業に従事するために必要な知識及び技能を習得させるための訓練を行うこと。

三 建設労働者のための福祉施設の設置及び運営その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

四 納付金の徴収を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(悪天候手当)

第十一条 事業団は、政令で定めるところにより、降雨、降雪その他政令で定める悪天候

により建設工事の作業が行われないことによつて建設労働者が休業する場合において、その休業の日の属する月前二月間に建設工事の作業に二十八日以上従事しているときは、その休業の日について当該建設労働者に対し、悪天候手当を支給する。

2 建設労働者が前項に規定する悪天候により休業した場合であつても、その休業の日について自己の労働による収入があつた場合は、政令で定めるところにより、悪天候手当を支給せず、又はその額を減額して支給するものとする。

3 悪天候手当の日額は、当該建設労働者の平均賃金（労働基準法第十二条に定める平均賃金をいう。）の百分の八十とする。

（安全衛生教育手当）

第十二条 事業団は、第七条の規定による安全又は衛生のための教育を受ける者に対し、安全衛生教育手当を支給する。

2 安全衛生教育手当の日額は、労働大臣の定めるところによる。

（職業訓練手当）

第十三条 事業団は、政令で定めるところにより、建設労働者が建設工事の作業に従事するために必要な知識又は技能に関する職業訓練又は技能検定を受けるために休業したときは、当該建設労働者に対し、職業訓練手当を支給する。

2 第十一条第三項の規定は、職業訓練手当の日額について準用する。

（年次休暇手当）

第十四条 建設労働者に対する労働基準法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「一年間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した」とあるのは「政令で定めるところにより、一年間に建設労働者の通常の就労日数を考慮して政令で定める日数以上建設工事の作業に従事した」と、同条第二項中「二年以上継続勤務した」とあるのは「政令で定めるところにより、二年以上その各年においてそれぞれ前項の政令で定める日数以上建設工事の作業に従事した」と、「継続勤務年数」とあるのは「当該政令で定める日数以上建設工事の作業に従事した年数」と、同条第四項中「使用者」とあるのは「雇用促進事業団」と、「就業規則その他で定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない」とあるのは「平均賃金の額に相当する額の年次休暇手当を支給する」と読み替えるものとする。

（帰省手当）

第十五条 事業団は、政令で定めるところにより、一又は二以上の事業主に引き続き三月以上雇用されている建設労働者がその者によつて生計を維持している親族と三月以上

別居している場合において、その者が当該親族を訪ねるため旅行をするときは、その者に対し、帰省手当として、その旅行に要する費用に相当する額を支給する。

(支給制限)

第十六条 建設労働者が偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、事業団は、当該事実のあつた日から起算して四月以内の期間(帰省手当にあつては一年以内の期間)を定め、その期間内は、その者に対してその手当の支給をしないことができる。

2 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その手当の支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた事業主の偽りの報告又は証明によるものであるときは、その事業主に支給を受けた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(時効)

第十七条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第十八条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十九条 租税その他の公課は、安定衛生教育手当、職業訓練手当及び帰省手当を標準として課することができない。

(区分経理)

第二十条 事業団は、第十条に規定する業務(以下「建設労働者福祉業務」という。)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

(国の補助)

第二十一条 国は、政令で定めるところにより、事業団に対し、第十条第一号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

(監督)

第二十二条 労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、事業団に対し、建設労働者福祉業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(準用)

第二十三条 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項(同法第二十条に係る部分に限る。)の規定は、建設労働者福祉業務について準用する。

(雇用促進事業団法の特例等)

第二十四条 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、建設労働者

働者福祉業務及び第二十条の規定による特別の会計については、適用しない。

## 第五章 雑則

### (納付金等)

第二十五条 国及び事業団は、第七条の規定による安全又は衛生のための教育及び第八条の規定による健康診断並びに手当の支給に要する費用に充てるため、別に法律で定めるところにより、建設工事の施工に要する費用又は建設工事の請負代金に応じて事業主に納付金を課し、徴収する。

2 第十六条第二項の規定による返還金の徴収については、前項に規定する手当の支給に要する費用に充てるための納付金の徴収の例による。

### (事業主の努力義務)

第二十六条 事業主及びその団体は、建設労働者の雇用の促進、建設労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他建設労働者の雇用に安定させるために必要な措置を講ずることにより、建設労働者の福祉の増進を図るように努めなければならない。

### (国の援助等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体並びに建設労働者及び建設労働者として雇用されようとする者に対し、建設労働者の雇用に安定させるための措置に関して必要な援助を行うこと等により、建設労働者の福祉の増進を図るように努めなければならない。

### (公共職業安定所の機能の拡充強化)

第二十八条 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、公共職業安定所の機能を拡充強化するために必要な措置を講じなければならない。

### (都道府県知事の権限)

第二十九条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

### (報告の徴収等)

第三十条 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、事業主に対し、手帳若しくは第四条の規定による雇入れ通知書の交付その他の事項について報告を求め、又はその職員に、事業主の事業場に立ち入り、建設労働者の雇用関係その他の事項について関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条 事業団は、手当の支給に関して必要な限度において、労働省令で定めるところにより、事業主又は建設労働者に対し、建設労働者の雇用の状況、賃金その他の事項について報告を求めることができる。

(手当の支給等に関する不服申立て)

第三十二条 手当の支給に関する処分又は第十六条第二項の規定による処分に不服がある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十三条 手当の支給に関する処分又は第十六条第二項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(連絡及び協力)

第三十四条 公共職業安定所及び事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(権限の委任)

第三十五条 この法律に規定する労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を行政庁に委任することができる。

(経過措置の委任)

第三十六条 第二条第一項の規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第六章 罰則

第三十七条 第三十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした事業主は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した事業主

二 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は自己の事業に関する同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業主

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三条第四項又は第四条の規定に違反した者

二 第三十条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの

陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項の関係者（前条第二号に該当する事業主を除く。）

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第六条、第九条、第二十六条から第二十八条まで及び次条の規定は、公布の日から施行する。

2 第五条の規定は、この法律の施行後に元請負人（同条第三項の場合にあつては、発注者）がその施工を請け負わせた建設工事に関して適用する。

（社会保険制度の整備充実等）

第二条 政府は、労働者のための社会保険に関する法令のすべての建設労働者に対する適用、建設労働者に係る退職金共済に関する制度の整備並びにこれらの社会保険及び退職金共済に係る保険料等の一元的徴収その他徴収の手續の簡素化のために必要な措置について調査検討し、前条第一項ただし書の規定による施行の日から起算して二年以内に、必要な法律案を国会に提出しなければならない。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現に建設労働者を雇用している事業主は、この法律の施行の日から三十日を経過する日までに、当該建設労働者の氏名その他第三条第一項の労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。ただし、その届出の日後も引き続き建設労働者として雇用する者以外の者については、この限りでない。

2 前項の規定による届出は、第三条第二項及び第四項（同項の規定に係る罰則を含む。）の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 第一項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第四条 この法律の施行の際現に第二条第三項ただし書に該当する労働者を雇用している事業主は、この法律の施行の日から三十日を経過する日までに、当該労働者の氏名その他第四条の労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出るとともに、その旨を当該労働者に書面で通知しなければならない。ただし、その届出の時に同項ただし書に該当する労働者として雇用していない者については、この限りでない。

2 前項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、附則第三条第三項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

（労働省設置法の一部改正）

第六条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の三中「又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」を「、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）又は建設労働法（昭和五十年法律第 号）」に改め、同条第三十八号の五の次に次の一号を加える。

三十八の六 建設労働法の施行に関して、事業主その他の関係者に必要な事項についての報告を求めること。

第六条第十一号の四中「及び勤労者財産形成促進法（第九条から第十二条までの規定に限る。）」を「、勤労者財産形成促進法（第九条から第十二条までの規定に限る。）及び建設労働法（第四章の規定のうち雇用促進事業団の監督に関する部分に限る。）」に改める。

第八条第一項第十四号中「家内労働法」の下に「、建設労働法（第五条及び第三章の規定に限る。）」を加え、同条第二項中「（第四章の規定に限る。）」の下に「、建設労働法（第三章の規定に限る。）」を加える。

第十条第一項第八号中「第七章の規定を除く。）」の下に「、建設労働法（第二章の規定並びに第四章及び第五章の規定のうち雇用に関する部分に限る。）」を加える。

第十条の二第六号中「及び港湾労働者」を「、港湾労働者及び建設労働者」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「港湾労働法」の下に「、建設労働法」を加える。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」を「、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）及び建設労働法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

第十八条第一項中「港湾労働法（これに基づく命令を含む。）」の下に「、建設労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

（地方税法の一部改正）

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十二号中「又は港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）第二十九条第二号若しくは第三号」を「、港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）第二十九条第二号若しくは第三号又は建設労働法（昭和五十年法律第 号）第十条第二号若しくは第三号」に改める。

第三百四十八条第二項第十九号中「又は港湾労働法第二十九条第二号若しくは第三号」を「、港湾労働法第二十九条第二号若しくは第三号又は建設労働法第十条第二号若しくは第三号」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第八条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）の一部

を次のように改正する。

第二条第三項中「及び港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）第六十五条第一項」を「、港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）第六十五条第一項及び建設労働法（昭和五十年法律第 号）第三十二条第一項」に改める。

第七条第二項後段及び第二十五条第二項中「及び港湾労働法第六十五条第一項」を「、港湾労働法第六十五条第一項及び建設労働法第三十二条第一項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第九条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の六の次に次の一号を加える。

二十の七 建設労働法（昭和五十年法律第 号）

## 理 由

建設労働者の雇用の安定と福祉の向上を図るため、建設労働者の雇用関係の明確化、安全衛生の確保、手当の支給その他の労働条件の改善等のため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約二百億円の見込みである。